

放置船に対する行政代執行を実施します

川崎市は、川崎区白石町にある民間保有係留施設前に平成30年10月から係留、その後放置されている個人所有の遊覧船「船名：Anniversary Cruise」に対し、行政代執行法第2条に基づく代執行による撤去等を6月17日（水）から行いますので、お知らせします。

1 対象物件の概要

船種・船名	汽船 Anniversary Cruise
船籍港	東京都
総トン数	171トン
全長	24.7m
船舶所有者	個人
運航会社	株式会社フィンセールマリン

2 実施期間（予定）

令和8年6月17日（水）から約1か月間

※6月17日（水）10時00分 代執行開始宣言

（実施期間や代執行開始日は、天候や作業状況により変動する可能性があります。）

3 場所

川崎市川崎区白石町3-4-4地先

4 代執行の内容

現地にて解体・撤去を行う。

5 放置に至るまでの経過・代執行を行う理由

当該船舶は、本市川崎区白石町に立地する、日本ダスト株式会社NDK白石工場の栈橋に、平成30年10月から係留され、その後放置状態となり、令和7年2月には強風により船体が傾き、船体の一部水没しました。

当該船舶が放置されている場所は、川崎港放置等禁止区域内であることから、本市は所有者等に対して本船を撤去するよう平成30年11月から行政指導を行ってまいりましたが、撤去が進まないため、港湾法に基づき撤去命令書（撤去期限：令和8年5月20日）を所有者である個人及び運航会社である株式会社フィンセールマリン宛てに送付いたしました。しかしながら撤去命令書に定める期限までに撤去が行われず、また、本船が今後転覆し、漂流等した場合、周辺企業や航行船舶に支障を及ぼし、川崎港の港湾区域を良好な状態に維持できなくなることから、行政代執行法に基づき、本市が代執行による撤去等を実施します。

6 取材に当たっての注意事項

- (1) 取材を希望される場合は、6月16日（火）正午までに川崎市港湾局川崎港管理センター港湾管理課のメールアドレス（58koukan@city.kawasaki.jp）に、取材に来られる方の所属・氏名・連絡先（携帯電話番号）を御連絡いただきますようお願いいたします。
※乗船場所や集合時間は、別途御案内いたします。
- (2) 当日お越しの際は、**名刺の提供**をお願いします。
- (3) 当該場所は海上であるため、取材に当たっては港湾局所有船舶「かもめ」で現地まで御案内いたします。なお、船舶の定員がありますので、1社1名まで（先着順）とさせていただきます。また、定員に達した場合は、乗船をお断りさせていただく場合もあります。
- (4) 個別に船を手配等して、海上で撮影するなどの行為は、他の船舶の航行の支障等となりますので、御遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- (5) 当日の取材対応時間は、作業の関係上、6月17日（水）午前中に限定させていただきます。予め御了承くださいますようお願いいたします。

【放置船の位置図・写真】

川崎市川崎区白石町3-4-4地先



【問合せ先】

川崎市港湾局川崎港管理センター港湾管理課 赤羽根
電話 044-287-6026（外線のみ）